

平成 24 年 1 月 31 日

内閣府地域主権戦略室 御中

経済産業省

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る
「当てはめ案」について（回答）

平成 24 年 1 月 11 日付け事務連絡にて照会のありました標記について、別添のとおり回答いたします。

なお、本回答において移譲することとした事務には、国民の権利を制限する規制法などがあり、ブロック移譲対象地域以外では引き続き国の事務として処理されるため、移譲に際して国の関与、並行権限が必要となるものがあります。このような事務については、国の関与、並行権限が認められない場合、やむを得ず移譲の例外となることがあります。

また、事務区分、国の関与、並行権限のメルクマールについては、貴府・総務省と当省とで解釈が異なる場合があります。解釈の調整の結果として、現在のメルクマールの特例的な解釈や新たなメルクマールの設定を求めることがあります。

(別紙)

租税特別措置法・特定商取引法の扱いについて

平成 24 年 1 月 11 日付け事務連絡で照会がありました「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る『当てはめ案』について」の検討対象となっておりました、個票【1-7 租税特別措置法】、【2-6 特定商取引に関する法律】につきましては、他省庁所管の法令となりますので、所管省庁からの回答を要請いたします。

個表番号： 1-6 法令名： 採石法(S25法291)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|-------------|---------------------------------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|--------------------------------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 15①～③ | 土地買取決定の申請の受理等 変更後の権利買取通知等 | 法15①～ ③ | — | — | — | — | 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。 |
| 修正 | 28 | 採石権存続期間更新決定の申請の受理 存続期間の更新の決定 | 法28 | — | — | — | — | 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。 |
| 修正 | 36①～③ ⑤⑥ | 他人の土地使用に係る許可等 | 法36①～ ③⑤⑥ | — | — 自治 | — | — | 同法第36条に局長権限と規定しているため。 |
| 修正 | 42① | 報告及び検査 | 法42① | 法42① | 自治 | 法42① — | — | 同法第42条第1項に大臣の併行権限の記載があるため。 |

個表番号: 2-7 法令名: 揮発油の品質の確保等に関する法律(S51法88)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|---------------|---|---------------|----------|-------------------|------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 17② | 揮発油販売業者に対する指示 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。 |
| 修正 | <17の2> | 軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | <17の2> | 灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | <17の2> | 重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | 17の6③ ~⑤ | 揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | <17の6③ ~⑤> | 軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | <17の6③ ~⑤> | 灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用 | 法23 令1⑤ I | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | 17の5 | 揮発油生産業者等に対する指示 | 法23 令1⑤ II | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | <17の5> | 軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用 | 法23 令1⑤ II | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 修正 | <17の5> | 灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用 | 法23 令1⑤ II | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |

個表番号: 2-7 法令名: 揮発油の品質の確保等に関する法律(S51法88)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|--------|---------------------------------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | <17の5> | 重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用 | 法23 令1⑤Ⅱ | ○ | — | — | — | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 |
| 削除 | 18② | 揮発油の使用の節減のための措置勧告 | 法23 令1② | — | — | — | — | 揮発油の使用の節減を図るための営業制限に係る措置は、国内外の石油事情を広く勘案して行われるものであり、その担保措置についても、一地域の事情をもって判断すべきものではない。また、揮発油の購入場所は、消費者の判断に委ねられることから、全国統一的に区別なく営業制限に係る担保措置が適切に実施されなければ、本措置の目的である揮発油の使用の節減を達成することはできない。したがって、本措置については、委譲の例外とすることが適当である。 |

個表番号： 2-⑧ 法令名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|----|--|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|----------------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 5③ | 二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消 | 法28 令6 | — | — | — | — | 伝産法第5条第3項の記載事実に基づく修正 |
| 修正 | 5① | 二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内) | 法28 令6 | — | 法定(7) 【經由】 | — | — | |

個表番号： 2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|-------|---|--------------|----------|-------------------|------------|--------------------------------------|---|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 39② I | 販売制限免除の届出の受理輸出用特定製品の製造・輸入液化石油ガス器具等の販売の届出受理 | | | | | | 事務内容について、消費生活用製品安全法における同種事務の書きぶりとも合わせ、内容をより明確化したもの。 |
| 修正 | 46① I | 輸出用の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合の基準適合の製造・輸入の届出の受理 | | | | | | 事務内容について、消費生活用製品安全法における同種事務の書きぶりとも合わせ、内容をより明確化したもの。 |
| 修正 | 82① | 報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの) | 法95 令14⑩ | 令14⑩ | 自治 令13② | — 令13② | 指示(j) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧) | 施行令13条第2項に大臣の並行権限の記載があるため。 |
| 修正 | 82① | 報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの) | | | | 令13⑦ | | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | 83① | 立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの) | 法95 令14⑩ | 令14⑩ | 自治 令13③ | — 令13③ | 指示(j) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧) | 施行令13条第3項に大臣の並行権限の記載があるため。 |
| 修正 | 83① | 立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの) | | | | 令13⑦ | | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | 83の2① | 液化石油ガス器具等の提出命令 | | | | 令13⑦ | | 記載に誤りがあるため。 |

個表番号： 2-⑩ 法令名： 電気事業法(S39法170)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|-------|------------------------------------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|-------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | <58③> | 他人の土地に立入るときの許可等 ※法59②、61④において準用 | | | | | | 記載に誤りがあるため。 |

個表番号： 2-⑪ 法令名： 家庭用品品質表示法(S37法104)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|----|------------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|-------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 4① | 違反業者に対する指示 | | | | | 事後報告6② (令4④) | 記載に誤りがあるため。 |

個表番号： 2-⑫ 法令名： 電気用品安全法(S36法234)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|-------|-----------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|-------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 45① | 報告の徴収 | | | | — | | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | 46① | 立入検査等 | | | | — | | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | 46の2① | 電気用品の提出命令 | | | | — | | 記載に誤りがあるため。 |

個表番号: 2-13 法令名: ガス事業法(S29法51)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|---------|---|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 46① | 報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。) | | | | | | ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。 |
| 挿入 | 46① | 報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。) | | | | | 令12① | ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。また、記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | 47① | 立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。) | | | | | | ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。 |
| 挿入 | 47① | 立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。) | | | | | 令12① | ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。また、記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | 47の2① | ガス用品の提出命令 | | | | | 令12① | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | <7> | 簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用、法第37の7①において準用する法8において準用 | | | | | | 記載に誤りがあるため。 |
| 挿入 | <15②> | 簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用 | | | | | | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | <14③> | 簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15③において準用、法37の7①において準用 | | | | | | 記載に誤りがあるため。 |
| 修正 | <25の2②> | 簡易ガス事業者に対する改善措置命令※法37の7①において準用 | | | | | | 記載に誤りがあるため。 |

個表番号： 2-14 法令名： 採石法(S25法291)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------|----------------|--------------|----------|-------------------|------------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 34の6 | 採石業者に対する指導及び助言 | 法42の3 令4 | — | 自治 令4 | — 法34㉔ | — | 同法施行令第4条に局長への権限委任の記載があるため。 |
| 修正 | 34の7 | 資料の提出の要求等 | 法42の3 令4 | 令4 | — | 法34の7 令4 — | — | 同法施行令第4条に局長への権限委任と併せて、大臣自ら行うことを妨げない規定となっているため。 |

個表番号： 2-⑮ 法令名： 工業標準化法(S24法185)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------------------------|---|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|--------------------------------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 19①②、 20①、23 ①～③ | 日本工業規格への適合の表示認証機関の登録 | 法69の6 令3① | — | — | — | — | 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。 |
| 修正 | 25② | 認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 | 法69の6 令3① | — | — | — | — | 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。 |
| 修正 | <25②> | 認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用 | 法69の6 令3① | — | — | — | — | 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。 |

個表番号： 3-② 法令名： 犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------------------------------------|-----------|---|------------------|-------------------|------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 14 13 | 報告 | 法20 ^⑩ 令27 ^① ～ ③ | 令27 ^① | | | | 条番号は、法改正により14条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定) |
| 修正 | 15 ^④ 14 ^① | 立入検査 | 法20 ^⑩ 令27 ^① ～ ③ | 令27 ^① | | | | 法改正により15条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定) |
| 修正 | 16 15 | 指導、助言、勧告等 | 法20 ^⑩ 令27 ^① | 令27 ^① | | | | 法改正により16条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定) |
| 修正 | 17 16 | 是正命令 | 法20 ^⑩ 令27 ^① | 令27 ^① | | | | 法改正により17条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定) |

個表番号： 3-③ 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

| 修正等の内容 | 条項 | | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------|------------------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 6①②④ | 地域産業資源活用事業計画の認定 | 法17 規則3① | 規則3① | 自治 — | — | — | 現行法上、地域産業資源活用事業計画出については、都道府県を経由して主務大臣に提出することとなっているが、当該事業計画の認定に係る権限については、地方支分部局の長が行うこととなっており、自治事務とはなっていないため。 |
| 修正 | 7 | 地域産業資源活用事業計画の変更等 | 法17 規則3① | 規則3① | 自治 — | — | — | 上記と同様、地域産業資源活用事業計画出の変更についても、都道府県を経由して主務大臣に提出することとなっているが、当該事業計画の変更の認定に係る権限については、地方支分部局の長が行うこととなっており、自治事務とはなっていないため。 |

個表番号： 3-④ 法令名： 株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

| 修正等の内容 | 条項 | | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------|--------|----------------|----------|-------------------|------------|------------------|---------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| | 17② | 指定の公示 | 法60⑤ 令33①② | — | — | — | — | |
| | 24 | 監督命令 | 法60⑤ 令33①② | 令33①② | — | — | — | |
| | 25① | 業務の休廃止 | 法60⑤ 令33①② | — | — | — | — | |
| 修正 | 59④② | 報告及び検査 | 法60⑤ 令33①～④ | 令33①～④ | — | — | — | |

個表番号： 3-10 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|---------|----------------------------|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|----------------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 39の2①⑤⑥ | 中小企業承継事業再生計画の認定 | 法76 規則47⑤ | 規則47⑤ | — | — | — | 法39条の2の記載事実に基づいて修正。 |
| 修正 | 73① | 認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収 | 法76 規則47⑤ | 規則47⑤ | — | — | — | 主務省令47条の記載事実に基づいて修正。 |

個表番号： 3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|---------|--|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|-----------------------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 16①～④ | 合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定事業者)(注1) | | | | | | 「命令」は出先機関の長への委任なし。(命令は⑤で規定) |
| 修正 | <16①～④> | 合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用(注1) | | | | | | 「命令」は出先機関の長への委任なし。(命令は⑤で規定) |
| 修正 | 64①② | 特定荷主に対する勧告、公表及び命令(注2) | | | | | | 「命令」は出先機関の長への委任なし。(命令は③で規定) |

個表番号： 3-⑱ 法令名： 砂利採取法(S43法74)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|-------------|--|--------------|----------|-------------------|------------|------------------|---------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | <32> 30② | 砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用 | 法30② | — | — | — | — | 条文の誤り |

個表番号： 3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------------|---|---------------|----------|-------------------|------------|------------------|----------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 34① | 登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令 | 法48① 令34①Ⅲ | 令34① | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <24> | 登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用 | 法48① 令34①Ⅲ | 令34① | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <32①> | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用 | 法48① 令34①Ⅳ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <33> | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録※法33の3②において準用 | 法48① 令34①Ⅳ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <33の2①> | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否※法33の3②において準用 | 法48① 令34①Ⅳ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | 33の3① | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 | 法48① 令34①Ⅳ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <15③> | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分のお知らせ ※法33の3②において準用 | 法48① 令34①Ⅳ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <35の3の24①> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理※法35の3の27②において準用 | 法48① 令34①Ⅵ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <35の3の25> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用 | 法48① 令34①Ⅵ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <35の3の26①> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否 ※法35の3の27②において準用 | 法48① 令34①Ⅵ | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |

個表番号: 3-20 法令名: 割賦販売法(S36法159)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|---------------|---|----------------|----------|-------------------|------------|------------------|-----------------|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 挿入 | <15③> | 個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知 ※法35の3の26②において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <15③> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知※法35の3の27②において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | 35の3の28①<45③> | 登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <15③>35の3の28① | 登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分 ^① の通知 ※法35の3の28②において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <35の3の25> | 登録個別信用購入あっせん業者の 変更登録及びその通知 変更登録申請に対する登録拒否の通知 ※法35の3の28②において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 同一条項が掲載されているため。 |
| 修正 | <35の3の26①> | 登録個別信用購入あっせん業者の 変更登録の拒否 登録簿の閲覧※法35の3の28②において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 同一条項が掲載されているため。 |
| 修正 | 35の3の29 | 登録個別信用購入あっせん業者 登録簿の閲覧 の登録の消除 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | 35の3の33① | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <35の3の32③> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の 消除前の事前協議 廃止の届出受理 ※法35の3の33②35において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | <26①> | 登録個別信用購入あっせん業 廃止の届出受理 クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令※法35の3の35において準用 | 法48① 令34①VI | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |

個表番号： 3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|------------|--|----------------|----------|-------------------|------------|------------------|---|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 40③⑤⑦～⑨⑪ | 包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等 | 法48① 令34①IX | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | 20の3①～③、⑤ | 供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者) | 法48① 令34①II | | | | | 記載内容に誤りがあったため。 |
| 修正 | 35の3の32①②⑤ | 登録個別信用購入あつせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等 | 法48① 令34①V | | | | | 条項中、命令と通知が混在しているため⑤の通知を切り分けることが適切であるため。 |
| 挿入 | 35の3の32⑤ | 登録個別信用購入あつせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知 | 法48① 令34①V | | | | | 条項中、命令と通知が混在しているため⑤の通知を切り分けることが適切であるため。 |

個表番号： 3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|-----------------|--|----------------|----------|-------------------|----------------|------------------|--|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 92 | 報告の徴収 | 法101の4 令12② | — | 自治 令11③④ | 法101の3 令11③ | 事後報告 令11④ | 現行法上、都道府県が行う報告の徴収に対して、食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等については、主務大臣自らもその権限を行使することができることになっているため。 |
| 修正 | 93① | 立入検査 | 法101の4 令12② | — | 自治 令11③④ | 法101の3 令11③ | 事後報告 令11④ | 現行法上、都道府県が行う立入検査に対して、食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等については、主務大臣自らもその権限を行使することができることになっているため。 |
| 挿入 | <中小企業等共同組合法96⑤> | 組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと ※5の23⑤において準用 | 法101の4 令12② | — | 自治 令11条① | — | — | 法5の23⑤において準用する中小企業等協同組合法96⑤の記載もれ。 |

個表番号： 3-22 法令名： 信用保証協会法(S28法196)

| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への委任根拠 | 大臣の執行権留保 | 同種事務を都道府県が行う場合 | | | 修正等の理由等 |
|--------|----|-------------------|--------------|----------|-------------------|-------------|---------------------|---|
| | | | | | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 35 | 信用保証協会に対する報告徴収・検査 | 法50② 令5② | 令5② | 法定(7) (2④) | 法51 令6①Ⅳ | 事後報告6 ② (令6②) | 信用保証協会は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としており、信用秩序に重大な影響を及ぼすことから、メルクマールの(2)④に該当する。 大臣の並行権限は、施行令第6条第1項第4号に明確に定められている。 |

個表番号：1－①

法令名：自転車競技法(S23法209)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|--------------------|---------------------|--------|-------|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 2 | 競輪開催前の届出受理(大臣への経由) | 法定受託 | (7) | | | | | | |

個表番号：1－③

法令名：小型自動車競走法(S25法208)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|----------|---------------------|--------|-------|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4 | 競走開催前の届出 | 法定受託 | (7) | | | | | | |

個表番号： 1-6

法令名： 採石法(S25法291)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|--------|---------------------|--------|-------|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 42① | 報告及び検査 | 法定 | (2)② | | ○ | 法律の目的を達成するために必要な報告聴取や立入検査が出来る本条項は、法律所管省として直接当該者に権限を行使することも可能とする必要があるため。 | | | |
| | | | | | | | | | |

個表番号： 2-①

法令名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(H21法80)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4①③④ | 商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 全国的視点からモデル性のある商店街を重点的に支援するためには、質の担保が必要であるが、自らの地域を優先的に支援するインセンティブが働く状態では正しく機能しないため、是正の指示等を国として行えるようにしておく必要がある。現在認定の際に行われる自治体への意見聴取(法第4条第4項)のみでは行政目的を達成し得ないことから、「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| <4③④> | 商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定 ※法5④において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 5①～③ | 商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 13① | 認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 6①③ | 一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号： 2-①

法令名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(H21法80)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <6③> | 一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 7①~③ | 一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 13② | 認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 法認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

記載例
 ○○事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当するのではないか。

個表番号： 2-②

法令名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（H20法33）

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|--|---------------------|--------------|--|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分（法定受託事務か自治事務か） | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 12① | 経済産業大臣の認定（非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの） | 自治 法定受託 | (3)②、 (7) | <p>当該事務は、国税や国費を使った政策金融に係る制度の前提となる手続を含んでおり、当該特例制度は全国単一の制度であるため、メルクマール(3)②に該当する。</p> <p>当該事務は、国税や国費を使った政策金融に係る制度の前提となる手続を含んでおり、国が本来行う事務であるが、国民の利便性及び事務処理の効率性の観点から経済産業局に委任しているものであり、メルクマール(7)に該当する。</p> <p>※当該修正内容等については、財務省と調整が必要なものであり、今後変更があり得る。</p> | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|-----------------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 3①② | 製造の許可 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 7② | 製造事業者の地位承継届出の受理 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号: 2-④

法令名: アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|-----------------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 8①② | 変更の許可等 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 9② | 製造事業者による業務報告の徴収 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|--------|---------------------|--------|---|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 10 | 業務改善命令 | 法定 | (1) | | ○ | <p>法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。</p> <p>アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。</p> | | | |
| 11① | 廃止の届出 | 自治 法定 | (1) | <p>アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。</p> | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|---------------------|--------|---|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 12 | 許可の取消し等 | 法定 | (1) | | ○ | <p>法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。</p> <p>アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。</p> | | | |
| 13① | 必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く) | 自治 法定 | (1) | <p>アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。</p> | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|-------------------------|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 14 | 製造事業者名簿の閲覧等 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 40①② | 報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|---|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4Ⅲ | 試験研究製造の承認の申請受理 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 40①② | 報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲの承認を受けた者に係るものに限る)、40②(承認試験研究製造者に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--------------------------------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 9③ | 製造業者からの亡失等の報告の徴収 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <9③> | 輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|---------------------------------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <9③> | 販売事業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <9③> | 許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 13① | 製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 19① | 輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|---|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 24① | 販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 29① | 許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|-----------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 15 | 酒母等の移出の承認 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 16①② | 輸入の許可 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 19① | 輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <7②> | 製造事業者の地位承継届出の受理(輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <8①②> | 変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <9②> | 製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号: 2-④

法令名: アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <10> | 業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 法定 | (1) | | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不適當であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| <11①> | 廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <12> | 許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 法定 | (1) | | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| <14> | 製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号: 2-④

法令名: アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|--------|-----------------------------|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 40①② | 報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| 17ただし書 | 試験研究輸入の承認 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|---|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 40①② | 報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る) ②(承認輸入者に係るものに限る) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| 21①② | 販売の許可 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 24① | 販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <7②> | 製造事業者の地位承継届出の受理(販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <8①②> | 変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <9②> | 製造事業者による業務報告の徴収 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <10> | 業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 法定 | (1) | | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| <11①> | 廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <12> | 許可の取消し等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 法定 | (1) | | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| <14> | 製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------|--------------------------------|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 40①② | 報告及び立入検査 ※販売事業者に係る ものに限る | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |
| 22①ただし書 | 譲渡の承認 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|---|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 26①② | 使用の許可 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 29① | 許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く) | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <7②> | 製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <8①②> | 変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <9②> | 製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <10> | 業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 法定 | (1) | | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <11①> | 廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <12> | 許可の取消し等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 法定 | (1) | | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |

個表番号： 2-④

法令名： アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <14> | 製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| <40① ②> | 報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | ○ | 法定受託事務に対する並行権限の行使 ア. イ. に該当。 アルコールの適正な流通管理の確保のため、アルコール事業者が行う事業(製造、輸入、販売、使用)をそのまま継続させることが不相当であると認められる場合において、かかる事態を速やかに解消するためには大臣自らが報告、立入検査を行い、業務改善命令、許可の取り消し、事業停止命令を全国的な影響を鑑み即時に判断し行うことが国民の利益の保護の観点から必要である。 | | | |

個表番号：2-④

法令名：アルコール事業法(H12法36)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------|----------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 32①② ③ | 担保の提供命令等 | 自治 法定 | (1) | アルコールは食品・医療品などに使用され国民生活、産業活動で不可欠な基礎的な物資である。アルコール事業法では、酒類(酒税法)への不正使用を防止するため、アルコールが最終的に消費されるまで一貫した流通管理をすることが法律設置の目的となっている。自治事務により地域毎で異なる基準による許認可等の事務・管理が行われることとなると、国家として、統一的な流通管理ひいてはアルコールの安定供給に支障を及ぼすことが考えられる。このため、国家として統一的な事務を確保しなければならないことから法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号： 2-⑤

法令名： 計量法(H4法51)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---------------------------------|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 40① | 特定計量器の製造事業の届出の受理 | 自治 法定受託 | 1 | ・電気計器のユーザーは電気事業者がほとんどであり、電気事業行政と密接な関連のある電気計器に係る行政は、広域性・統一性を計る必要があるため。 ・電気計器以外の特定計量器において、都道府県で行う事務は法第169条の2で法定受託事務となっているため。 | | | | | |
| 42① | 届出製造事業者の変更の届出の受理 | 自治 法定受託 | 1 | ・電気計器のユーザーは電気事業者がほとんどであり、電気事業行政と密接な関連のある電気計器に係る行政は、広域性・統一性を計る必要があるため。 ・電気計器以外の特定計量器において、都道府県で行う事務は法第169条の2で法定受託事務となっているため。 | | | | | |
| <42①> | 届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用 | 自治 法定受託 | 1 | ・電気計器のユーザーは電気事業者がほとんどであり、電気事業行政と密接な関連のある電気計器に係る行政は、広域性・統一性を計る必要があるため。 ・電気計器以外の特定計量器において、都道府県で行う事務は法第169条の2で法定受託事務となっているため。 | | | | | |

個表番号： 2-⑤

法令名： 計量法(H4法51)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|-----------------------------------|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 45① | 届出製造事業者の事業廃止の届出の受理 | 自治 法定受託 | 1 | ・電気計器のユーザーは電気事業者がほとんどであり、電気事業行政と密接な関連のある電気計器に係る行政は、広域性・統一性を計る必要があるため。 ・電気計器以外の特定計量器において、都道府県で行う事務は法第169条の2で法定受託事務となっているため。 | | | | | |
| <45①> | 届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用 | 自治 法定受託 | 1 | ・電気計器のユーザーは電気事業者がほとんどであり、電気事業行政と密接な関連のある電気計器に係る行政は、広域性・統一性を計る必要があるため。 ・電気計器以外の特定計量器において、都道府県で行う事務は法第169条の2で法定受託事務となっているため。 | | | | | |
| 46① | 特定計量器の修理事業の届出の受理 | 自治 法定受託 | 1 | ・電気計器のユーザーは電気事業者がほとんどであり、電気事業行政と密接な関連のある電気計器に係る行政は、広域性・統一性を計る必要があるため。 ・電気計器以外の特定計量器において、都道府県で行う事務は法第169条の2で法定受託事務となっているため。 | | | | | |

個表番号：2一⑦

法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|--------|--------------------------------|---------------------|----------|---|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 17の2 | 揮発油販売業者に対する指示 | 自治 法定(1) | ㊦ (1) | 広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。 | ○ | | 自治 | | |
| <17の2> | 軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| <17の2> | 灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| <17の2> | 重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |

個表番号：2－⑦

法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------------------|---|---------------------|--------|-------|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 17の6 ③～⑤ | 揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| <17の6 ③～⑤ > | 軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| <17の6 ③～⑤ > | 灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| 17の5 | 揮発油生産業者等に対する指示 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |

個表番号：2一⑦

法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|--------|---------------------------------|---------------------|--------|-------|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <17の5> | 軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| <17の5> | 灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |
| <17の5> | 重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用 | 自治 法定(1) | | | ○ | 粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。 | | | |

個表番号： 2-⑧

法令名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (S49法57)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|--------------|---------------------|----------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4① | 二次以降の振興計画の認定 | 法定受託 自治 | 報告 6① | 地域が一の都道府県区域内である場合は当事務は都道府県が行っており、当該事務は地方自治法に基づき自治事務に整理されている。 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

個表番号:

2-⑨

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|----------------------|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 39② I | 輸出用液化石油ガス器具等の販売の届出受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 41 | 事業の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 42② | 届出事業者の地位承継の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 43 | 事業変更の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 44 | 事業廃止の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号:

2-⑨

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 45 | 届出事項に係る情報の提供 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、情報提供のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 46① I | 輸出用液化石油ガス器具等の製造・輸入の届出受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 49 | 届出事業者に対する改善命令 | 法定 (1) | | | ○ | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 50 | 届出事業者に対する表示の禁止 | 法定 (1) | | | ○ | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 90① | 聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの) | 法定 (1) | | | ○ | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号:

2-⑨

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|------------------------|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 82① | 報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |
| 83① | 立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |
| 83の2① | 液化石油ガス器具等の提出命令 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。

広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号：2-⑪

法令名：家庭用品品質表示法(S37法104)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4① | 違反業者に対する指示 | 自治 法定受託 | (1) | 違反業者に対する指示は、家庭用品への適切な表示を通じた製品の安全確保に不可欠な事務であり、「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(1)に該当するのではないか。 | | | | | |
| 4② | 関係大臣に対する通知 | 自治 — | | (大臣間の相互連絡について定めた規定であり、4①における事後報告で担保可能) | — | (大臣間の相互連絡について定めた規定であり、4①における事後報告で担保可能) | — | | (大臣間の相互連絡について定めた規定であり、4①における事後報告で担保可能) |
| 10① | 申出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 申出の受理は、国による表示の標準の見直し等の端緒となる事務であり、国が直接執行する事務の前提となる手続として「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(7)に該当するのではないか。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 10② | 申出による調査 | 自治 法定受託 | (7) | 申出による調査は、国による表示の標準の見直し等の端緒となる事務であり、国が直接執行する事務の前提となる手続として「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(7)に該当するのではないか。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号：2-⑪

法令名：家庭用品品質表示法(S37法104)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|----------|---------------------|--------|---|------------|-------|------------|-----------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 19①⑤ | 報告徴収及び通知 | 自治 法定受託 | (7) | 報告徴収は、国による違反对応等の端緒となる事務であり、国が直接執行する事務の前提となる手続として「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(7)に該当するのではない。 | | | 指示 事後報告 | (j) 6② | 同事務は、製品事故防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(j)により、国に同関与(指示)を認めるのが適当である。 また、同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与(事後報告)を認めるのが適当である。 |
| 19①⑤ | 立入検査及び通知 | 自治 法定受託 | (7) | 立入検査は、国による違反对応等の端緒となる事務であり、国が直接執行する事務の前提となる手続として「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(7)に該当するのではない。 | | | 指示 事後報告 | (j) 6② | 同事務は、製品事故防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(j)により、国に同関与(指示)を認めるのが適当である。 また、同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与(事後報告)を認めるのが適当である。 |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。

広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号：2-⑫

法令名：電気用品安全法(S36法234)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|------------------|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 3 | 事業の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 4② | 届出事業者の地位承継の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 5 | 変更の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 6 | 廃止の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 7 | 届出事項に係る情報の提供 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号：2-⑫

法令名：電気用品安全法(S36法234)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|-----------|---------------------|--------|--|------------|---|------------|-----------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 11 | 改善命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第42条の5)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 12 | 表示の禁止 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第42条の5)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 45① | 報告の徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する報告徴収は、国による違反对応等に不可欠なものであり、報告徴収のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 指示 事後報告 | (j) 6② | 同事務は、製品事故防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(j)により、国に同関与(指示)を認めるのが適当である。 |
| 46① | 立入検査等 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する立入検査は、国による違反对応等に不可欠なものであり、立入検査のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 指示 事後報告 | (j) 6② | 同事務は、製品事故防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(j)により、国に同関与(指示)を認めるのが適当である。 |
| 46の2① | 電気用品の提出命令 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する製品提出命令は、国による違反对応等に不可欠なものであり、提出命令のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 指示 事後報告 | (j) 6② | 同事務は、製品事故防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(j)により、国に同関与(指示)を認めるのが適当である。 |

個表番号：2-⑫

法令名：電気用品安全法(S36法234)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | |
|----|------|---------------------|--------|-------|------------|-------|------|--------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。

広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号：2-⑬

法令名：ガス事業法(S29法51)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----------------|----------------------|---------------------|--------|---|------------|--|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 39の3② I | 販売の制限免除の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 販売の制限免除に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 39の5 | ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 39の6② | 届出事業者の地位の承継の届出の受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 39の7から9及び10① I | 届出事業者の変更等の届出の受理等 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反対応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 39の13 | 届出事業者に対する改善命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第39条の18)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反対応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号：2-⑬

法令名：ガス事業法(S29法51)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 39の14 | 届出事業者に対する表示の禁止命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第39条の18)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 46① | 報告の徴収(ガス用品の製造又は輸入の事業に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する報告徴収は、国による違反对応等に不可欠なものであり、報告徴収のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |
| 47① | 立入検査(ガス用品の製造又は輸入の事業に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する立入検査は、国による違反对応等に不可欠なものであり、立入検査のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |
| 47の2① | ガス用品の提出命令 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する製品提出命令は、国による違反对応等に不可欠なものであり、提出命令のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |
| 49① | 表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者の表示に関するもの) | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第39条の18)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号：2-⑬

法令名：ガス事業法(S29法51)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | |
|----|------|---------------------|--------|-------|------------|-------|------|--------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号： 2-14

法令名： 採石法(S25法291)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------|----------------|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 34の6 | 採石業者に対する指導及び助言 | 法定 自治 | (2)② | 法律の目的である災害防止や、岩石採取の事業の健全な発展を達成するために行う当該業務は、天然資源の適正管理に関する事務に該当(「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」メルクマール(2)②)するため。 | ○ | 法律の目的である災害防止や、岩石採取の事業の健全な発展を達成するためには、法律所管省として直接当該者に権限を行使することも可能とする必要があるため。 | | | |
| 34の7 | 資料の提出の要求等 | 法定 | (2)② | | ○ | 法律の目的を達成するために必要な資料の提出を求める本条項は、法律所管省として直接当該者に権限を行使することも可能とする必要があるため。 | | | |
| 42の2 の2 | 経済産業大臣の指示 | 法定 | (2)② | | ○ | 法律の目的を達成するために必要な災害防止指示ができる本条項は、法律所管省として直接当該者に権限を行使することも可能とする必要があるため。 | | | |
| | | | | | | | | | |

個表番号：2-⑮

法令名：工業標準化法(S24法185)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------------|---------------------|------------|--|----|------------|-----------------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 19①②、 20①、23 ①～③ | 日本工業規格への適合の表示認証機関の登録 | 自治 法定受託 | (1) (8) | <p>(1)工業標準化法に基づく登録認証機関がJIS認証を行う地域には国外も含め制限がなく、「国家の統治の基本」を確保等する観点から、登録関連業務は全国均一であることが不可欠。広域的实施体制の間或いは広域的实施体制と国との間に対応体制・対応方針に違いが存在すれば、違反の蓋然性の高い認証機関・製造業者等が対応体制等の十分でない地域に集中する恐れがあるため、処理基準の設定や是正の指示等の国の関与が認められる法定受託事務とすることが必要。</p> <p>(2)工業標準化法に基づく登録関連業務は、WTO/TBT協定の対象である「適合性評価手続」であることに加え、我が国がマレーシア、インド、フィリピン等と締結している経済連携協定等において、様々な形で協議等の対象となっており、一部の外国政府機関との間で登録内容等について協議等を実施中。</p> <p>また、認証機関の登録基準である国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)の指針につき、平成24年夏以降の改訂が予定されており、改訂案が採択されれば、登録関連業務に係る見直しを行う見込み。海外政府との協議等及び国際的指針の改訂に対して国家として統一に対応する観点からも、法定受託事務とすることが必要。</p> <p>(3)工業標準化法に基づく登録関連業務の遂行に際しては、現行規定上、局から独立行政法人製品評価技術基盤機構(公務員型独法)に対する調査指示が可能となっているが、広域的实施体制による同独法に対する調査指示につき、どのように整理するか検討が必要。</p> <p>(4)なお、工業標準化法に基づく登録は登録免許税(国税)の対象となっているが、登録関連業務を広域的实施体制に移管した場合の課税の公平性・中立性等に係る整理が必要。</p> | | | (自治法上の関与の基本類型に加え)事後報告 | | 工業標準化法に基づく登録認証機関・製造業者等に対する適合命令、改善命令、立入検査等の実施や官報での公示など、JISマーク制度の全国均一の運営を確保するに当たり、制度全体の運用状況等について、引き続き国としての的確に把握するため、国への事後報告が必要。 |
| 25② | 認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 | 自治 法定受託 | (1) (8) | 同上 | | | 同上 | | 同上 |

個表番号：2-⑮

法令名：工業標準化法(S24法185)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------------------|---|---------------------|------------|-------|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <25②> | 認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用 | 自治 法定受託 | (1) (8) | 同上 | | | 同上 | | 同上 |
| 28① | 登録の更新 | 自治 法定受託 | (1) (8) | 同上 | | | 同上 | | 同上 |
| 29② | 登録認証機関の地位を承継した者からの届出 | 自治 法定受託 | (1) (8) | 同上 | | | 同上 | | 同上 |
| 31③、 32、33 ①、34 | 国内登録認証機関からの届出等 | 自治 法定受託 | (1) (8) | 同上 | | | 同上 | | 同上 |
| 36 | 国内登録認証機関に対する適合命令 | 法定受託 | (1) (8) | 同上 | ○ | <p>現行規定において、大臣が自らその権限を行うことを妨げないとされており、以下の理由からも、引き続き並行権限とすることが必要。</p> <p>ア. 大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するため、広域的实施体制の自主性、自立性を阻害することなく、広域的实施体制とは別の観点から広域的实施体制と同一の事務を処理する場合</p> <p>イ. 法定受託事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合(同様の事務を地方公共団体が処理する場合、すでに並行権限行使が許容されているものを含む。)</p> | 同上 | | 同上 |

個表番号：2-⑮

法令名：工業標準化法(S24法185)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|------------------------|---------------------|------------|-------|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 37 | 国内登録認証機関に対する改善命令 | 法定受託 | (1) (8) | 同上 | ○ | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 38 | 国内登録認証機関に対する登録の取り消し等 | 法定受託 | (1) (8) | 同上 | ○ | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 40① | 国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査 | 法定受託 | (1) (8) | 同上 | ○ | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 21①② | 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査 | 法定受託 | (1) | | ○ | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 22 | 認証製造業者等に対する表示の除去命令等 | 法定受託 | (1) | | ○ | 同上 | 同上 | | 同上 |

個表番号： 3-①

法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20法38）

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|-------------------------------------|---------------------|--------|---|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分（法定受託事務か自治事務か） | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4①③ | 農商工等連携事業計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 本制度は、中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を活用して行う新商品や新サービスの開発、販路開拓等の取組を促進し、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ることを目的としている。 本目的の達成のためには、全国的視点の下、一定以上のレベルを保ちつつ、支援していく必要があり、直接国が実施すべき制度であることから、自治事務ではなく、法定受託事務とすることが適当と考える。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| <4③> | 農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 5①～③ | 農商工等連携事業計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 14 | 基準に適合することについての経済産業大臣の確認（課税の特例の適用条件） | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 17① | 認定農商工等連携事業者に対する報告の徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 6①③ | 農商工等連携支援事業計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| <6③> | 農商工等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③ において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号： 3-①

法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20法38）

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|------------------------|---------------------|--------|-------|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分（法定受託事務か自治事務か） | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 7①② | 農商工等連携支援事業計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 17② | 認定農商工等連携支援事業者に対する報告の徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号:

3-②

犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------|--------|-------|------------|---|------|------------------|-------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 13 | 報告 | 法定受託 | (2)④ | | | | | 指示 事後報告 | k.6② | 犯罪収益の移転防止による国民生活の安全と平穩に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が報告に関して必要な指示をし、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |
| 14① | 立入検査 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 商品先物取引業者に関する権限の委任は、主務大臣の並行権限も含め商品先物取引法と同様であることから、効率的な法執行を確保するために、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあるため、主務大臣に法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | | 指示 事後報告 | k.6② | 犯罪収益の移転防止による国民生活の安全と平穩に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が立入検査に関して必要な指示をし、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |
| 15 | 指導、助言、勧告等 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 商品先物取引業者に関する権限の委任は、主務大臣の並行権限も含め商品先物取引法と同様であることから、効率的な法執行を確保するために、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じうるため、主務大臣に法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | | 事前協議 同意 指示 | c.k | 犯罪収益の移転防止による国民生活の安全と平穩に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が指導、助言、勧告等に関して必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

個表番号:

3-②

犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|------|---------------------|--------|------------|----|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 16 | 是正命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 商品先物取引業者に関する権限の委任は、主務大臣の並行権限も含め商品先物取引法と同様であることから、効率的な法執行を確保するために、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じるため、主務大臣に法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | 犯罪収益の移転防止による国民生活の安全と平穩に資するため、統一的かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が是正命令に関して必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号： 3—③

法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|------------------------------------|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 6①②④ | 地域産業資源活用事業計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 本制度は、中小企業が地域産業資源を活用し創意ある新商品・新サービスの開発を行うことにより、地域資源の価値向上を図るとともに地域経済の活性化を通じ国民経済の発展に寄与することを目的としている。 本目的を達成するため、全国的視点の下、バラツキが生じないよう一定以上のレベルを保ち支援していくことが必要であり、本来国が実施すべき制度であることから、自治事務ではなく、法定受託事務とすることが適当と考える。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 7 | 地域産業資源活用事業計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 11 | 基準に適合することについて経済産業大臣の確認(課税の特例の適用条件) | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 15 | 認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告の徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号:

3-⑥

法令名:

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|---------------------------|---------------------|--------|-------|------------|---|------------|-------------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 18 | 技術基準適合命令 | 法定受託 | (7) | | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、引き続き並行権限とすることが適当。 | 事後報告 指示 | (6②) (1) | (事後報告) 広域的实施体制が実施した当該事務の内容について把握し、国が全国一律に行う特定特殊自動車の排出ガス規制を実効性のあるものとする必要がある。 (指示) 当該事務の対象事業者のうち、全国規模で活動するものが存在し、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣による指示を認め、本省の指揮の下、円滑かつ確実に事務を実施することが必要。 |
| 28② | 指導及び助言 | 法定受託 | (7) | | ○ | | 事後報告 指示 | (6②) (1) | |
| 29① | 報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る) | 法定受託 | (7) | | ○ | | 事後報告 指示 | (6②) (1) | |
| 29② | 立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る) | 法定受託 | (7) | | ○ | | 事後報告 指示 | (6②) (1) | |
| | | | | | | | | | |

※いずれの方針も、今後、共管省庁(国交省、環境省)との調整が必要。

個表番号：3-⑦

法令名：使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|-------|---------------------|--------|-------|------------|---|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 130③ | 報告の徴収 | 法定受託 | (7) | | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、引き続き並行権限とすることが適当。 | 事後報告 指示 | | (事後報告) 当該事務の結果を踏まえ、大臣が自動車製造業者等又に対して指導、助言、勧告、及び命令等を実施することとしているため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。 (指示) 当該事務の対象者である自動車製造業者等は、全国規模で活動するものであるため、広域的な被害のまん延防止の観点から、大臣による指示を認めることが必要。 |
| 131② | 立入検査 | 法定受託 | (7) | | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、引き続き並行権限とすることが適当。 | 事後報告 指示 | | (事後報告) 当該事務の結果を踏まえ、大臣が自動車製造業者等又に対して指導、助言、勧告、及び命令等を実施することとしているため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。 (指示) 当該事務の対象者である自動車製造業者等は、全国規模で活動するものであるため、広域的な被害のまん延防止の観点から、大臣による指示を認めることが必要。 |

※上記については、共管省庁(環境省)との調整が必要

個表番号： 3-8

法令名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法116)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|--------|--|---------------------|---------|---|------------|---|------------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 9① | 食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理 | 法定受託 | (+) (7) | 同事務の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(7)に該当する。 | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、引き続き並行権限とすることが適当。 | 事後報告 指示 | | |
| 11①②⑤⑥ | 登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知 | 法定受託 | (+) (7) | | | | | | |
| 15①② | 登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示 | 法定受託 | (+) (7) | | | | | | |
| 17① | 登録再生利用事業者の登録の取消し | 法定受託 | (+) (7) | | | | | | |
| 24①～③ | 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査 | 法定受託 | (+) (7) | | | | | | |

※上記については、共管省庁(農水省、環境省、財務省、厚労省、国交省)との調整が必要

個表番号: 3-9 法令名: 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|--|--|------------|---|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 34① | 経営革新計画に基づく調査 | | | | | ○ | 移譲後も、財政支援などの特例措置を講じるため、調査を行う必要があることから、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 35 | 報告の徴収 | | | | | ○ | 移譲後も、財政支援などの特例措置を講じるため、報告の徴収を行う必要があることから、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 11① | 異分野連携新事業分野開拓計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 本制度は、ある特定分野において、他者が容易に真似出来ない優れたノウハウ・技術を有する中小企業同士を連携させ、互いの経営資源(技術、販路等)を活用し、他にない新商品・新サービスの開発を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることを目的としている。 本目的の達成のためには、全国的視点の下、一定以上のレベルを保ちつつ、支援していく必要があり、直接国が実施すべき制度であることから、自治事務ではなく、法定受託事務とすることが適当と考える。 | | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 12①～③ | 異分野連携新事業分野開拓計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 34② | 異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査 | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 35 | 報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る | 自治 法定受託 | (7) | 同上 | | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号： 3-⑩

法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------|----------------------------|---------------------|--------|---|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 39の2①⑤⑥ | 中小企業承継事業再生計画の認定 | 自治 法定受託 | (7) | 本制度は、特定中小企業者及び承継事業者が共同で行う中小企業の承継事業再生を支援することで、中小企業の活力の再生を図ることを目的としている。 本目的の達成のためには、全国統一的な視点の下、一定以上の水準を保ちつつ、支援する必要があり、直接、国が実施すべき制度であることから、自治事務ではなく、法定受託事務とすることが必要。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 39の3①②④～⑥ | 中小企業承継事業再生計画の変更等 | 自治 法定受託 | (7) | 法定認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様、法定受託事務とすることが必要。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 39の4②③ | 特定許認可等に基づく地位の承継等 | 自治 法定受託 | (7) | 法定認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様、法定受託事務とすることが必要。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 73① | 認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 法定認定と一体となって行われる事務であることから、上記同様、法定受託事務とすることが必要。 | ○ | 移譲後も事業者等に対し、大臣が全国統一的な観点から、当該事務に対し並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号：3-⑪

法令名：特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|-------|---------------------|--------|-------|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 52 | 報告の徴収 | 法定受託 | (7) | | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、日本各地でリサイクルを実施している製造業者等のリサイクル実績の把握や日本全国において販売等を行っている小売業者の製造業者等への引渡実績等を把握するために、 <u>現状において実際に大臣が当該権限を行使してきていることから、引き続き大臣による権限の執行を残すことが必要。</u> | 指示 事後報告 | | (指示) 当該事務の対象事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣による指示を認め、本省の指揮の下、円滑かつ確実に事務を実施することが必要。 |
| 53① | 立入検査 | 法定受託 | (7) | | ○ | | 指示 事後報告 | | (事後報告) 当該事務の結果を踏まえ、大臣が小売業者、製造業者等に対して指導、助言、勧告、及び命令等を実施することとしているため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※上記については、共管省庁(環境省)との調整が必要

個表番号：3—⑫

法令名：地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---------------------|---------------------|--------|-------|------------|-------|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 20の4③ | 地方公共団体実行計画協議会に対する助言 | 自治 | | | ○ | | | | |
| 21の2① | 温室効果ガス算定排出量の報告 | 法定 | 7 | | | | 指示 | | 当該事務は、法21条の4①に基づく事業所間大臣の主務大臣に対する通知義務、法21条の5④に基づく主務大臣の公表義務の前提となっているものであるため、受任機関による適切な執行を担保する必要がある。 |
| 21の3① | 権利利益の保護に係る請求の受理 | 法定 | 7 | | | | 指示 | | 同上 |
| 21の8① | 特定排出者からの情報提供の受理 | 法定 | 7 | | | | 指示 | | 同上 |
| | | | | | | | | | |

※いずれの方針も、今後、共管省庁(環境省)との調整が必要。

個表番号： 3-13

法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7法112）

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|-----------------------|---------------------|--------|-------|------------|---|------------|--------|---|
| | | 事務の区分（法定受託事務か自治事務か） | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 706 | 容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理 | 法定受託 | (7) | | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、引き続き並行権限とすることが適当。 | 事後報告 指示 | | <p>（事後報告） 当該事務の結果を踏まえ、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。</p> <p>（指示） 当該事務の対象事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣による指示を認め、本省の指揮の下、円滑かつ確実に事務を実施することが必要。</p> |
| 39 | 特定事業者に対する報告徴収 | 法定受託 | (7) | | | | | | |
| 40 | 特定事業者に対する立入検査 | 法定受託 | (7) | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※上記については、共管省庁（財務省、厚労省、農水省、環境省）との調整が必要

個表番号：3-15

法令名：資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|----------|---------------------|--------|-------|------------|---|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 37② | 報告及び立入検査 | 法定受託 | (7) | | ○ | 現行規定においても、大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととされており、引き続き並行権限とすることが適当。 | 事後報告 指示 | | (事後報告) 当該事務の結果を踏まえ、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、同事務の結果を速やかに大臣に報告することが必要。 (指示) 当該事務の対象事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣による指示を認め、本省の指揮の下、円滑かつ確実に事務を実施することが必要。 |
| | | | | | | | | | |

※上記については、共管省庁(財務省、厚労省、農水省)との調整が必要

個表番号: 3-⑬

商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|-----------------------|---------------------|--------|-------|------------|--|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 10 | 許可申請書変更の届出の受理 | 法定受託 | (2)④ | | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、事後的な是正措置を講じる場合の端緒として把握する観点からの事務の処理に関するものであり、受け取ることにより効果が発生することから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②により、個別法に基づく関与として、国に事後に報告を受けることを認める規定を設けるのが適当である。 |
| 30① | 商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、投資者保護を確保するために、緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあるため、主務大臣が自らの権限に属する事務を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 また、商品投資顧問業の許可取消及び業務停止命令(法第32条)は、主務大臣固有の権限であるため、主務大臣による同条の執行を行うために、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k.6② | 同事務は、広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関するものであり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(k)により、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国に報告徴収及び立入検査に関する必要な指示をし、事後に報告を受けることを認める規定を設けるのが適当である。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

個表番号:

3-⑯

商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----------------|-----------------------|---------------------|--------|-------|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <30①> 37で準用 | 商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、投資者保護を確保するために、緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあるため、主務大臣が自らの権限に属する事務を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k.6② | 同事務は、広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関するものであり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(k)により、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国に報告徴収及び立入検査に関する指示をし、事後に報告を受けることを認める規定を設けるのが適当である。なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

個表番号:

3-⑯

商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|----------------|---------------------|--------|-------|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 31 | 業務改善命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | <p>法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、投資者保護を確保するために、緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じるため、主務大臣が自らの権限に属する事務を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> <p>また、主務大臣が自ら実施した報告徴収及び立入検査の結果、業務改善命令が相当と判断した場合に、並行権限行使を許容する必要があるため。</p> <p>さらに、主務大臣固有の権限である業務停止命令(法第32条)を行う場合には、同時に業務改善命令を行う必要がある場合が殆どであることから、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> | 事前協議 同意 指示 | c.k | <p>同事務は、広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関するものであり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(k)により、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国に業務改善命令に関する必要な指示を、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるのが適当である。</p> <p>なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。</p> |
| 35 | 商品投資販売業者に対する指示 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | <p>法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、投資者保護を確保するために、緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じるため、主務大臣が自らの権限に属する事務を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> | 事前協議 同意 指示 | c.k | <p>同事務は、広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関するものであり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(k)により、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国に商品投資販売業者に対する指示に関する必要な指示を、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるのが適当である。</p> <p>なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。</p> |

個表番号:

3-⑯

商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|----------------------|---------------------|--------|-------|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 36 | 商品投資販売業者に対する業務の停止命令等 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、投資者保護を確保するために、緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じうるため、主務大臣が自らの権限に属する事務を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c,k | 同事務は、広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関するものであり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(k)により、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国に業務停止命令に関する必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるのが適当である。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。

広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号: 3-17

法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 6 | エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | ○ | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 7①③~ ⑤ | 特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法7⑥の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 7の2③ | 特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| <7の2③> | 特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理※法7の3④において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |
| <7の2③> | 特定連鎖化事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |

個表番号: 3-17

法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|--------------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 7の4①～ ③ | 第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法7の4④の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| <7の4①～ ③> | 第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法7の4④の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 8② | 第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を適切に行うためには、エネルギー管理統括者の選任状況を把握しておく必要がある。 また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |
| <8②> | 特定連鎖化事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |

個表番号：3-17

法令名：エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|--|
| | | 事務の区分（法定受託事務か自治事務か） | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 13③ | 第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |
| <13③> | 第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法18①において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を適切に行うためには、エネルギー管理統括者の選任状況を把握しておく必要がある。また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |
| <13③> | 特定連鎖化事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |
| <13③> | 特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2②において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 通知 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。また、選任された者が資格要件を満たしているかの確認には、国が保有する有資格者リストとの照合が必要であるため。 |

個表番号: 3-17

法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 14① | 特定事業者が作成した中長期的な計画の受理(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| <14①> | 特定連鎖化事業者が作成した中長期的な計画の受理 ※法19の2①において準用(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 15① | 特定事業者による定期報告の受理(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| <15①> | 特定連鎖化事業者による定期報告の受理 ※法19の2①において準用(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 16①～④ | 合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定事業者) (注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | (○) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |

個表番号：3-17

法令名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------|--|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <16①~④> | 合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | (○) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 17①~④ | 第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法17⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| <17①~④> | 第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法17⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 19①~④ | 特定連鎖化事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法19⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 20③ | 特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |

個表番号: 3-17

法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <20③> | 特定連鎖事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用(注1) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 60 | 荷主に対する指導及び助言(注2) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | ○ | 主務大臣の権限である法64③の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 61①~④ | 特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | (通知) | 6② | 法61⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。 また、主務大臣の権限である法64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 62 | 特定荷主が作成した目標達成計画の受理(注2) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 63① | 特定荷主による定期報告の受理(注2) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | | | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |

個表番号: 3-17

法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---------------------------------|---------------------|--------|---|------------|--|------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 64①② | 特定荷主に対する勧告、公表及び ひ命令 (注2) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | (○) | 主務大臣の権限である法64③の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 87①②⑧ | 報告及び立入検査 | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令、64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | ○ | 主務大臣の権限である法16⑤の命令、64③の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令、64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |
| 87③⑨ | 報告及び立入検査(注1)(注2) | 自治 法定受託 | (7) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令、64③の命令を行うにあたっての前提となる事務・手続であるため。 | (○) | 主務大臣の権限である法16⑤の命令、64③の命令を行う際に当該事務を能動的に実施する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 主務大臣の権限である法16⑤の命令、64③の命令の端緒となる情報であり、国において適切に把握しておく必要があるため。 |

個表番号：3—⑩

法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|---|---------------------|--------|---|------------|-------|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 4② I | 輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 4② I | 輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 6 | 特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 7② | 届出事業者の地位の承継の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 8 | 届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号：3—⑩

法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 9 | 届出事業者の事業廃止の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 10 | 届出事項に係る情報提供の請求(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事項に係る情報の提供は、市場における違反等の発見の端緒となりうるものであり、情報提供のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 11① I | 輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 6 | 特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品輸入事業に係る事業所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 7② | 届出事業者の地位の承継の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |

個表番号：3-18

法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|------------------------|---------------------|--------|---|------------|---|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 8 | 届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 9 | 届出事業者の事業廃止の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 10 | 届出事項に係る情報提供の請求(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、情報提供のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 11① I | 輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上) | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 14 | 届出事業者に対する改善命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第32条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |

個表番号：3—⑩

法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|-----------------------------------|---------------------|--------|--|------------|---|------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 15 | 届出事業者に対する技術基準に対する適合性についての表示の禁止命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第32条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 32の2 | 特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)の事業の届出受理 | 自治 法定受託 | (7) | 届出事業者に関する情報は、国による違反对応等に不可欠なものであり、届出受理のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 32の16 | 特定製造事業者等に対する改善命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第32条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 32の20 | 特定製造事業者等に対する勧告・措置命令 | | | | ○ | 移譲後も大臣に残る権限(第32条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事後報告 | 6② | 同事務は、違反对応等、講じられる事後的な是正処理の端緒として把握する必要がある事務であり、「地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に同関与を認めるのが適当である。 |
| 40① | 消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告徴収 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する報告徴収は、国による違反对応等に不可欠なものであり、報告徴収のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |

個表番号：3—⑩

法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|----------------------------------|---------------------|--------|--|------------|-------|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 41① | 消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入検査 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する立入検査は、国による違反对応等に不可欠なものであり、立入検査のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |
| 42① | 消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費生活用製品の提出命令 | 自治 法定受託 | (7) | 製造・輸入事業者に対する製品提出命令は、国による違反对応等に不可欠なものであり、提出命令のみでは製品安全の確保という本来の行政目的を達し得ないため。 | | | | | |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。

広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号：3-19

法令名：砂利採取法(S43法74)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------|--------|-------|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 30② | 砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用 | 自治 法定受託 | (2)② | 同事務は、天然資源の適正管理に係る事務であり、「地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)のメルクマール(2)②により、国に同関与を認めるのが適当である。 | | | | | |
| 41の2 | 経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示) | 自治 法定受託 | (2)② | 法の目的である災害防止や砂利採取業の健全な発展を達成するために行う当該業務は、天然資源の適正管理に関する事務に該当(「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」メルクマール(2)②)するため。 | ○ | 法律の目的を達成するために必要な災害防止指示ができる本条項は、法律所管省として直接当該者に権限を行使することも可能とする必要があるため。 | | | |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|--|---------------------|--------|-------|------------|--|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 10① | 割賦販売者に対する勧告 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | ○ | 割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、本事務については、一定の判断を要するため、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠。)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| 16② | 営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <16②> | 営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <16②> | 新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <16②> | 新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができることとなるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <16②> | 営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |

個表番号：3-㊸

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------|---|---------------------|--------|-------|------------|--|--------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <16②> | 営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| 18の4① | 前受金保全措置に係る届出受理(許可割賦販売業者) | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出の受理による前受金保全措置が確認されなかった場合、改善命令要件に該当することとなるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <18の4①> | 前受金保全措置に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出の受理による前受金保全措置が確認されなかった場合、改善命令要件に該当することとなるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| 18の5③⑤ | 前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者) | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議同意 | ○ | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、本事務については、一定の判断を要するため、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠。)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| <18の5③⑤> | 前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議同意 | ○ | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、本事務については、一定の判断を要するため、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠。)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| 20の3①～③、⑤ | 供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者) | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議同意 | ○ | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠。)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |

個表番号：3-㉔

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------------------|--|---------------------|--------|-------|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <20の3 ①～ ③、⑤> | 供託委託契約受託者への 供託指示、供託書の写しの 提出等 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準 用 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制 が処理する事項であっても、消費者保 護等のため緊急で対応が求められる 場合など、主務大臣が機動的に対応 できるよう、並行権限行使を許容する 必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対 応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくな るおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う 必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同 意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可 欠。)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| 20の4 ② | 供託した前受業務保証金 の取戻し承認 (許可割賦販売業者) | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制 が処理する事項であっても、消費者保 護等のため緊急で対応が求められる 場合など、主務大臣が機動的に対応 できるよう、並行権限行使を許容する 必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対 応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくな るおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う 必要がある。 したがって、本事務については、一定の判断を要するため、割賦 販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認め るのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠。)(「地方分権 推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| <20の4 ②> | 供託した前受業務保証金 の取戻し承認 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準 用 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制 が処理する事項であっても、消費者保 護等のため緊急で対応が求められる 場合など、主務大臣が機動的に対応 できるよう、並行権限行使を許容する 必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対 応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくな るおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う 必要がある。 したがって、本事務については、一定の判断を要するため、割賦 販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認め るのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠。)(「地方分権 推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| 22② | 不足額の前受金保全措置 の届出 (許可割賦販売業者) | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式割賦販売は、広域実施体制によって同種の事業者への対 応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくな るおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う 必要がある。 当該届出の受理による前受金保全措置が確認されなかった場 合、改善命令要件に該当することとなるため、国に対する「事後報 告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成 21年10月)」の6②に該当。) |
| <22②> | 不足額の前受金保全措置 の届出 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準 用 | 法定受託 | (2)④ | | 無 | | 事後報告 | 6② | 前払式特定取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対 応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくな るおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う 必要がある。 当該届出の受理による前受金保全措置が確認されなかった場 合、改善命令要件に該当することとなるため、国に対する「事後報 告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成 21年10月)」の6②に該当。) |

個表番号：3-㉔

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------|--|---------------------|--------|-------|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <16②> | 新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用 | 法定受託 | (2)④ | | | | 事後報告 | 6② | 包括信用購入あっせん取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <16②> | 営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用 | 法定受託 | (2)④ | | | | 事後報告 | 6② | 包括信用購入あっせん取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <16②> | 営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用 | 法定受託 | (2)④ | | | | 事後報告 | 6② | 包括信用購入あっせん取引は、広域実施体制によって同種の事業者への対応に違いが生じた場合には、全国一律の消費者保護が図れなくなるおそれがあるため、全国一律で均一性のある監督・規制を行う必要がある。 当該届出を受理することにより、事業者が営業を開始することができるという割賦販売法上の効果が生じるため、国に対する「事後報告」が不可欠である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| 30の5の3① | 包括信用購入あっせん業者に対する改善命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c,k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------------|--|---------------------|--------|-------|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 33の5 | 登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 34① | 登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| <20②> | 登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し※法34②において準用 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 34の2 ①②⑤ | 登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消し | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別の必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |

個表番号：3-㉔

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------|---------------------------------------|---------------------|--------|--|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <24> | 登録包括信用購入あつせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | | | |
| 32① | 包括信用購入あつせん業者の登録申請の受理 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| 33 | 包括信用購入あつせん業者の登録 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |
| 33の2 ① | 包括信用購入あつせん業者の登録の拒否 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。) |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <32①> | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <33> | 登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 |
| <33の2①> | 登録包括信用購入あっせん業者の登録拒否の拒否 ※法33の3②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 |
| <15③> | 包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 33の3 ① | 登録包括信用購入あつせん業者の変更登録申請の受理 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| <15③> | 登録包括信用購入あつせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| 33の4 | 包括信用購入あつせん業者の登録簿の閲覧 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| 34の3 ① | 登録包括信用購入あつせん業者の登録の消除 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及びに該当)。 |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------------|---|---------------------|--------|--|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <34の2 (3)> | 登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法34の3②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| <26①> | 登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| 35の3 の21① | 個別信用購入あっせん業者に対する改善命令 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者等に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、本項も同様の事務であり法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 35の3 の31 | 登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |

個表番号：3-㊸

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 35の3の32①②⑤ | 登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c,k | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、命令等の行政による処分においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。さらに、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)及び(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 35の3の32⑤ | 登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知 | 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| <24> | 登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用 | 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| 35の3の24① | 個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------|---|---------------------|--------|--|------------|---|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <35の3の24①> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) |
| 35の3の25 | 個別信用購入あっせん業者登録及びその通知 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるように、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| <35の3の25> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるように、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 35の3の26① | 個別信用購入あっせん業者の登録の拒否 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるように、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |

個表番号：3-㊸

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------------------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <35の3の26①> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否 ※法35の3の27②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| <15③> | 個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知 ※法35の3の26②において準用 | 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| <15③> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知 ※法35の3の27②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| 35の3の28① <15③> | 登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 |

個表番号：3-㊸

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <15㉓> >35㉓ の28㊸ | 登録個別信用購入あつせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法35の3の28㉒において準用 | 自治 法定受託 | (2)㉔ | 個別信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)㉔に該当する。 また、登録個別信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| <35の3 の25> | 登録個別信用購入あつせん業者の変更登録及びその通知変更登録申請に対する登録拒否の通知 ※法35の3の28㉒において準用 | 自治 法定受託 | (2)㉔ | 個別信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)㉔に該当する。 また、登録個別信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。 |
| <35の3 の26① > | 登録個別信用購入あつせん業者の変更登録の拒否登録簿の閲覧 ※法35の3の28㉒において準用 | 自治 法定受託 | (2)㉔ | 個別信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)㉔に該当する。 また、登録個別信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)。「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当。 |
| 35の3 の29 | 登録個別信用購入あつせん業者登録簿の閲覧の登録の消除 | 自治 法定受託 | (2)㉔ | 個別信用購入あつせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)㉔に該当する。 また、登録個別信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |

個表番号：3-㉔

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 35の3の33① | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | c | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「同意」の関与を認めるのが適当である(付随する「事前協議」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(c)に該当)。 |
| <35の3の32③> | 登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議廃止の届出受理※法35の3の33②③において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | | | |
| <26①> | 登録個別信用購入あっせん業者廃止の届出受理クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令※法35の3の35において準用 | 自治 法定受託 | (2)④ | 個別信用購入あっせん事業者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | | | 事後報告 | 6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性に基づき国に「事後報告」の関与を認めるのが適当である(「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 |

個表番号：3-㊦

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------------|--|---------------------|--------|--|------------|--|------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 35の17 | クレジットカード等購入あつせん業者等に対する改善命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c, | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、事業者の登録等に係る事務においては、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性、及び、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(「地方分権推進計画」のメルクマール(k)に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 40① | 割賦販売を業とする者に対する報告徴収 | 自治 法定受託 | (2)④ | 割賦販売を業とする者は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k,6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、報告徴収・立入検査の懈怠による消費者被害の発生を防止すべく、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性、及び、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(付随する「事後報告」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(k)及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 40③⑤ ⑦～⑨ ⑪ | 包括信用購入あつせん業者又は、個別信用購入あつせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等 | 自治 法定受託 | (2)④ | 包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん事業者及び前払式特定取引業者等は、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者及び登録個別信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、本項も法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k,6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、報告徴収・立入検査の懈怠による消費者被害の発生を防止すべく、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性、及び、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(付随する「事後報告」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(k)及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |
| 41①③ ～⑥ | 立入検査 | 自治 法定受託 | (2)④ | 割賦販売法で規制している事業者については、信用秩序に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当する。 また、登録包括信用購入あつせん業者及び登録個別信用購入あつせん業者に対する改善命令等については法定受託事務と整理されているが、監督・規制は登録から行政処分まで一体的な法運用が不可分のものであり、行政処分を行うにあたって本項は密接不可分のものであり、法定受託事務とすべきものである。 | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k,6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、報告徴収・立入検査の懈怠による消費者被害の発生を防止すべく、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性、及び、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(付随する「事後報告」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(k)及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当)。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |

個表番号：3-㉔

法令名：割賦販売法(S36法159)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----|------|---------------------|--------|-------|------------|--|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 43① | 聴聞 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域の実施体制が処理する事項であっても、消費者保護等のため緊急で対応が求められる場合など、主務大臣が機動的に対応できるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k.6② | クレジット取引は、営業の広域性が高く、全国に居住する消費者と取引を行うことが一般的である。このため、報告徴収・立入検査の懈怠による消費者被害の発生を防止すべく、国の特別な関与による全国一律で均一性のある監督・規制権限を維持する必要がある。 したがって、割賦販売法における特別な必要性、及び、広域的な被害のまん延防止の観点からの国に「指示」の関与を認めるのが適当である(付随する「事後報告」も不可欠)(「地方分権推進計画」のメルクマール(k)及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」の6②に該当。) なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきである。 |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。
広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

個表番号:

3-21

中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-----------------|--|---------------------|--------|-------|------------|--|------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 92 | 報告の徴収 | | | | ○ | 現行法上、都道府県が行う報告の徴収に対して、食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等については、主務大臣自らもその権限を行使することができることになっているため。 | 事後報告 | | 現行法上、都道府県が行う食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等に対する報告の徴収について、その結果を主務大臣に報告する義務が課せられているため。 |
| 93① | 立入検査 | | | | ○ | 現行法上、都道府県が行う立入検査に対して、食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等については、主務大臣自らもその権限を行使することができることになっているため。 | 事後報告 | | 現行法上、都道府県が行う食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等に対する立入検査について、その結果を主務大臣に報告する義務が課せられているため。 |
| <中小企業等共同組合法96⑤> | 組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと ※5の23⑤において準用 | 自治 | | | — | | — | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

個表番号： 3－22

法令名： 信用保証協会法(S28法196)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|-------------------|---------------------|-------------|--|------------|---|------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 35 | 信用保証協会に対する報告徴収・検査 | 法定受託 | (7) (2)④ | 信用保証協会は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としており、信用秩序に重大な影響を及ぼすことから、メルクマールの(2)④に該当する。 | ○ | 信用補完制度においては、国と地域が各々の視点(国:保険収支、地域:制度融資)から検査権限を持つことにより、施策及び財政規律のバランスを図っている。このため、法定受託事務に対する並行権限の行使のAに該当する。 なお、地域の視点としては、都道府県知事(市町村長)と重複することとなるため、広域的实施体制の権限と管轄区域内の都道府県知事(市町村長)の権限について、どちらか一方に整理すべき。 | 事後報告 | 6② | 法36条の監督命令等は、35条の報告又は検査を端緒とするものであることから、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)における事後報告・届出・通知を許容の6②に該当する。 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

個表番号: 3-23

商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------|------------------------------------|---------------------|--------|------------|----|--|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 157①② | 商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事務であっても、公益若しくは取引の信義則の確保又は委託者保護のため緊急に対応の必要が認められる場合、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあるため、主務大臣に残る権限を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k.6② | 商品市場における取引等の受託等における公益若しくは取引の信義則の確保又は委託者の保護に資することを目的としていることから、全国で統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定される是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が報告徴収及び立入検査に関する必要な指示を行い、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |
| 214の3③⑤ | 商品先物取引業者に係る事故の確認 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事務に関し、有効なものとするには一定の判断を要するため、主務大臣に法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | ○ | 広域的な被害のまん延防止の観点から、委託者等の保護に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、主務大臣固有の権限である商先法第236条第1項に基づく許可取消し及び業務停止命令の執行と一体的に措置するため、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。 |

個表番号: 3-23

商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------|------------------------|---------------------|--------|------------|----|---|------------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 231①～ ③ | 商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | <p>法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、委託者等保護のため緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあるため、主務大臣に残る権限を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> <p>また、商先法第236条第1項に規定する業務停止命令及び許可取消しは、主務大臣固有の権限であるため、同条同項の執行を行うためにも、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> | 指示 事後報告 | k.6② | <p>広域的な被害のまん延防止の観点から、委託者等の保護に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が広域的实施体制に対して報告徴収及び立入検査に関する必要な指示を行い、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。</p> <p>なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。</p> |
| 232①② | 商品先物取引業者に対する業務改善命令等 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | <p>法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、委託者等保護のため緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じるため、主務大臣に残る権限を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> <p>また、主務大臣が自ら実施した報告徴収及び立入検査の結果、業務改善命令が相当と判断した場合、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> | 事前協議 同意 指示 | c.k | <p>広域的な被害のまん延防止の観点から、委託者等の保護に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が業務改善命令等に関して必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。</p> <p>なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。</p> |

個表番号: 3-23 商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|-----------------|---------------------|--------|------------|----|---|---------------------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 235①② | 純資産額規制比率についての命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | <p>法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、委託者等保護のため緊急に必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じるため、主務大臣に残る権限を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。</p> | <p>事前協議 同意 指示</p> | c.k | <p>広域的な被害のまん延防止の観点から、委託者等の保護に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が必要な措置の命令に関して必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。</p> <p>また、主務大臣固有の権限である商先法第235条第3項に基づく許可取消しは、同条第1項及び第2項の結果を踏まえて行使するため、その前提となる同条第1項及び第2項の行使に関して必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。</p> <p>なお、この場合の「同意」は承認、「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。</p> |

個表番号: 3-23

商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|---------------------|-------------------------------|---------------------|--------|------------|----|---|------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <158②> 237で準用 | 商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 主務大臣が商先法第232条第1項、第2項及び第235条第1項、第2項の権限を並行して行使する際に、当然行使すべき権限であり、同様に並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k.6② | 広域的な被害のまん延防止の観点から、商先法第232条第1項、第2項及び第235条第1項、第2項の権限を行使するときに行使する権限であるため、国が広域の実施体制に対して商先法第232条第1項、第2項及び第235条第1項、第2項に係る指示を行うに際して、同様に個別法に基づく関与として、国が意見聴取等に関して必要な指示を行い、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |
| <158②> 240の25で準用 | 商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 主務大臣が自ら商先法第240条の23第1項の権限を行使する際に、当然行使すべき権限であり、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k.6② | 広域的な被害のまん延防止の観点から、商先法第240条の23の権限を行使するときに行使する権限であるため、国が広域の実施体制に対して商先法第240条の23に係る指示を行うに際して、同様に個別法に基づく関与として、国が意見聴取等に関して必要な指示を行い、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

個表番号: 3-23

商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|--------------------------------|------------------------|---------------------|--------|-------|------------|---|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <214の3 ③⑤> 240の17 で準用 | 商品先物取引仲介業者に 係る事故の確認 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項に関し、有効なものとするには一定の判断を要するため、主務大臣に法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | ○ | 広域的な被害のまん延防止の観点から、委託者等の保護に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、主務大臣固有の権限である商先法第240条の23に基づく登録取消し及び業務停止命令の執行と一体的に措置するため、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。 |

個表番号:

3-23

商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------|---------------------|--------|-------|------------|---|------------|--------|--|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| <214の3 ③⑤> 349③で 準用 | 特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項に関し、有効なものとするには一定の判断を要するため、主務大臣に法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 | ○ | 商品市場の秩序維持に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、主務大臣固有の権限である商先法第349条第8項に基づく業務停止命令と一体的に措置するため、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。 |
| 240の22 ①② | 商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、委託者等保護のため緊急に対応の必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあるため、主務大臣に残る権限を機動的に処理するためには、並行権限の行使を許容する必要があるため。 また、商先法第240条の23第1項に規定する業務停止命令及び登録取消しは、主務大臣固有の権限であるため、同条同項の執行を行うためにも、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 指示 事後報告 | k,6② | 広域的な被害のまん延防止の観点から、委託者等の保護に資するため、統一かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が広域的实施体制に対して報告徴収及び立入検査に関する必要な指示を行い、事後に報告を受けることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

個表番号: 3-23 商品先物取引法(S25法239)

| 条項 | 事務内容 | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|----------------------------------|---------------------|--------|------------|----|--|------------------|--------|---|
| | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 349⑤⑦ | 特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令 | 法定受託 | (2)④ | | ○ | 法定受託事務として広域的实施体制が処理する事項であっても、商品市場秩序の維持のため緊急に必要が認められる場合など、当該事務を行わなければ、我が国経済社会に不利益を及ぼすおそれがあり、また国が必然的に全国的に行う必要が生じうるため、主務大臣に残る権限を機動的に処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。 また、商先法第349条第8項に規定する業務停止命令は、主務大臣固有の権限であるため、同条同項の執行を行うためにも、並行権限の行使を許容する必要があるため。 | 事前協議 同意 指示 | c.k | 商品市場の秩序維持に資するため、統一的かつ迅速な対応が必要であること等を踏まえ、地方自治法第245条の7に規定する是正の指示のみならず、個別法に基づく関与として、国が立入検査及び改善措置命令に関する必要な指示をし、事前に協議を受け同意をすることができる規定を設けるべきであるため。 なお、この場合の「指示」は指揮・命令と同程度の統制的権限を有するものと解されるべきものである。 |

※個別事務・権限毎の検討に当たっての留意事項

作用法に規定のある個別の事務・権限毎に国の関与を始めとする具体的な検討が求められておりますが、移譲されることとなる広域実施体制による事務・権限の効力が、一の広域実施体制のエリア内にしか及ばないのか、あるいは全国的に効力を有することとなるのか明らかでないため、現時点における当省からの回答は暫定的なものとならざるを得ないことにご留意願います。

広域実施体制については、並行して詳細な内容が検討されていると承知しておりますが、域外権限についての考え方の整理を明確にさせていただきますようお願いいたします。なお、その内容如何によっては、移譲することとした個別の事務・権限の実行可能性について改めて精査する必要があると考えています。

[用紙番号 経済産業省—1]

| | | | |
|---|------------|------|--------------------|
| 個表番号 | 1 - 5 | 法律名 | 鉱業法施行法 (S25 法 290) |
| 条 項 | 12②、13④、26 | 事務内容 | 鉱業権の出願・登録等に関する事務 |
| ① 「当てはめ案」(法定受託事務)では不都合が生じると考える理由 | | | |
| <p>【国の資源の確保やエネルギー安全保障等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上極めて重要な国家的資産であり、これに係る鉱業権の設定(採掘・試掘権の賦与)は、国自身がその本来的権能として国家的視点から行うことが必要であり、これを通じ、国全体として鉱物資源の合理的な開発を行うことが必要である。 ・仮に広域的实施体制へ移譲した場合、鉱物資源の合理的な開発を通じ、公共の福祉の増進に寄与するという鉱業法の法目的が達成されないこととなり、国民経済上、著しい支障が生じる。 | | | |
| ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・上記のような不都合を解決するために、枠組みとして国の関与(指示、事前協議等)を確保することが考えられるが、そのように措置したとしても、国家的見地から鉱物資源の合理的な開発を行うという政策的判断を統一的に実施することは困難である。 | | | |
| ③ 移譲の例外とすべきと考える理由 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域等を含め、我が国に賦存する鉱物資源は、国家的資産として国全体の視点から開発の妥当性等を判断する必要があるため。 | | | |

[用紙番号 経済産業省—2]

| | | | |
|------|-----------------|------|---------------------------------------|
| 個表番号 | 2-③ | 法律名 | 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（H18法33） |
| 条項 | 4① 5①② 12 | 事務内容 | 特定研究開発等計画の認定 特定研究開発等計画の変更等 報告徴収 |

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

ものづくり基盤技術は我が国製造業の国際競争力の源泉。中小ものづくり高度化法において、経済産業大臣は、国が守るべき基盤技術、伸ばすべき基盤技術を明定し、その研究開発の方向性を定めた指針に適合した研究開発計画を認定している。これまでの認定計画では、理研、産総研、物材研、JAXA、農研機構等の国家関係行政機関が中小企業の協力機関として名を連ねており、基盤技術分野における熾烈な国際技術競争に打ち克つべく国策として中小企業の研究開発を支援しているところ。このため、研究開発計画の認定等が広域連合の自治事務となる場合には、研究開発の一体性が失われ、開発支援すべき技術が埋没するおそれがある。

また、国として指定する基盤技術は現在20技術あるが、技術は国内外で日進月歩しているため、その分野や指針については国家的課題として2～3年ごとに改正している。認定は日々進歩する技術にあわせて弾力的・機動的に実施されているため、国として認定して支援すべき技術の研究開発計画を具体的に特定するには、国内外の技術動向を見て我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に資するかを判断する必要がある。したがって、全日本的見地からの認定等の判断を行うことが出来なければ、法目的達成に著しい困難が生じることになる。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

国が一丸となって中小ものづくり高度化法の下で中小企業の研究開発を支援しているため、研究開発計画を認定する行為（4①）とこれに付随する変更（5①②）と報告徴収（12）は、技術の指定・指針の策定とともに国で一体的に実施すべき。

また、国として認定して支援すべき研究開発の具体的な指定にあたっては、国内外で日進月歩する技術の動向を見て弾力的・機動的に対応する必要があり、法定受託事務として事務処理の基準等を細かく規定する方法では対応しきれないため、移譲の例外として国に残し、迅速・適切に処理すべき。

[用紙番号 経済産業省—3]

| | | | |
|--|-----|------|---|
| 個表番号 | 2-⑦ | 法律名 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律 (S51 11月25日法律第88号) |
| 条 項 | 18② | 事務内容 | 揮発油の使用の節減のための措置 |
| ① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由 | | | |
| <p>揮発油の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）第18条第2項においては、揮発油の需給がタイト化した場合であっても揮発油販売業者から消費者に対する揮発油の供給途絶を招くことのないよう、経済産業大臣が国内外の石油事情等を総合的に勘案した上で、揮発油販売業者について営業日の制限及び営業時間の短縮（以下「営業制限」という。）の実施を求め、当該求めに対応しない揮発油販売業者に対して営業日の制限及び営業時間の短縮に係る勧告を行うことができる旨を規定している。したがって、揮発油販売業者に係る営業制限に係る勧告は、広く国内外の事情に応じて発動された営業制限を実効ならしめるための担保措置であることから、一地域の事情をもって判断すべきものではなく、「当てはめ案」では不都合が生じる。</p> | | | |
| ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 | | | |
| <p>現在、品確法18条第2項については、同法の委任規定に基づく政令により「経済産業大臣の権限であって、給油所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関する者は、当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする」と定められているが、当該権限については、経済産業大臣が直接これを行行使するものとする。</p> | | | |
| ③ 移譲の例外とすべきと考える理由 | | | |
| <p>揮発油の使用の節減を図るための営業制限に係る措置は、国内外の石油事情を広く勘案して行われるものであり、その担保措置についても、一地域の事情をもって判断すべきものではない。また、揮発油の購入場所は、消費者の判断に委ねられることから、全国統一的に区別なく営業制限に係る担保措置が適切に実施されなければ、本措置の目的である揮発油の使用の節減を達成することはできない。したがって、本措置については、委譲の例外とすることが適当である。</p> | | | |

[用紙番号 経済産業省—4]

| 個表番号 | 2-⑩ | 法律名 | 電気事業法 (S39 法 170) 【卸電気事業者、卸供給事業者】 |
|------|---|------|--|
| 条 項 | 3 6① 7① 8① 9①、② 9④ 9⑤ 10① 10② 11② 13① 14①、② 15①、②、③ 15⑤ 16① 22①、③、④、 ⑦ 23②、③ 30 34② 35 36② 105 106③、107② <上記の条項を 準用する場合 を含む。> | 事務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の許可 ・許可証の交付 ・事業開始の開始期間の指定 ・供給区域等の変更許可供給／相手方たる一般電気事業者 ・電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更の届出 ・重要な変更に係る届出後の待機期間の短縮 ・重要な変更に係る届出内容の変更又は中止命令 ・事業の譲渡し及び譲受けの認可 ・法人の合併又は分割の認可 ・相続による事業の承継の届出 ・設備の譲渡し等の届出 ・事業の休止又は廃止の許可等 ・事業の許可の取消し等 ・事業の許可の取消し後の理由書の送付 ・事業を開始しない場合の許可の取消し等 ・卸供給の供給条件の届出、特例承認等 ・供給条件に関する命令及び処分 ・業務の方法の改善命令 ・財務計算に関する諸表の提出 ・償却等 ・渇水準備引当金取りくずしの特例許可 ・業務監査及び経理監査 ・電気事業者に対する報告の徴収、立入検査 |

| |
|---|
| ① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由 |
| <p>電力ネットワークは全国大で連系しており、各エリア間も相互に大きく影響を及ぼし合うため、電力の安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的視点から行うことが不可欠である。とりわけ、災害等有事の場合には、国は安定供給の確保のために電気事業者に対して他の電気事業者に電気を供給すること等を命ずることができるが（供給命令）、国が全国における電気工作物等の正確な情報を一元的かつ迅速に把握することなどが出来ない場合、当該業務に支障が生じる。</p> <p>また、低圧需要の電気料金については、認可又は届出の対象であることを背景に卸供給料金も届出の対象となっているが、料金に係る情報を国が一元的に把握することができなければ、電気料金の水準が妥当であるか判断することが困難となる。</p> <p>更には、広域実施体制がどのような形かにもよるが、その区域に含まれる地方公共団体が運営する電気事業者に対し、許認可、監査・立入検査等を行う場合の利益相反が生ずるおそれがある。</p> |
| ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 |
| — |
| ③ 移譲の例外とすべきと考える理由 |
| ① 挙げた問題が生じ、電力の安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいため。 |

| | | | |
|------|---|------|--|
| 個表番号 | 2-⑩ | 法律名 | 電気事業法（S39 法 170）【電圧及び周波数、土地の使用及び立入り】 |
| 条 項 | 9② 26② 30 58② 58③ 61① 61③ 105 106③、107② 〈上記の条項をする場合を含む。〉 | 事務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更の届出 ・電圧及び周波数に関する措置命令 ・業務の方法の改善命令 ・土地等を一時使用するときの許可 ・他人の土地に立入るときに許可等 ・電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可 ・電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理 ・業務監査及び経理監査 ・電気事業者に対する報告の徴収、立入検査 |

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

電力ネットワークは全国大で連系しており、各エリア間も相互に大きく影響を及ぼし合うため、電力の安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的視点から行うことが不可欠である。

これらの条は、電気事業者の電気工作物（発電設備、変電設備、送電設備、配電設備）の変更（新設、変更、廃止等）の届出等について、安定的な電力供給の確保、電力系統全体の安定的な維持・運用を図ることによる電気の利用者の保護という観点から定められているものである。

とりわけ、東日本大震災以降、全国大での電力供給力の確保が極めて重要となっており、これらの電気工作物に係る変更の把握については、安定的な電力供給の確保のため、全国的な視点から行うことが必要不可欠であること、各社間での電力融通など複雑な処理が増える中で、安定的に電力を供給するためには、経済産業大臣の下、全国大でより徹底した電圧・周波数の維持・運用等が求められることから本条に係る権限については、広域実施体制における実施は困難であると考えます。

なお、特定電気事業に関しては、土地の使用及び立入の許可、業務方法の改善命令、立入検査等のみ広域実施体制で行うことについては、上述の観点から、一連の規制を国が一貫性を持って執行しているところであり、部分的な執行権限のみ移譲することは執行の不都合を招く等の支障を生ずるおそれがある。更には、地方自治体が事業主体である場合など、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となるおそれがある。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

—

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① 挙げた問題が生じ、電力の安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいいため。

| 個表番号 | 2-⑩ | 法律名 | 電気事業法（S39 法 170）【特定供給、自家用電気工作物の報告徴収等】 |
|---|--|------|--|
| 条 項 | 17① 17④ 17⑤ 106③、107② 106④ 107③ 111①、② | 事務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給の許可 ・ 特定供給の変更の届出 ・ 特定供給の廃止の届出 ・ 電気事業者に対する報告の徴収、立入検査 ・ 自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収 ・ 自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査 ・ 苦情の申出等 |
| ① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由 | | | |
| <p>電力ネットワークは全国大で連系しており、各エリア間も相互に大きく影響を及ぼし合うため、電力の安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的視点から行うことが不可欠である。</p> <p>とりわけ、災害等有事の場合には、国は安定供給の確保のために電気事業者に対して他の電気事業者に電気を供給すること等を命ずることができるが（供給命令）、国が全国における電気工作物等の正確な情報を一元的かつ迅速に把握することが出来ない場合、当該業務に支障が生じる。</p> <p>また、低圧需要の電気料金については、認可又は届出の対象であるが、料金に係る情報を国が一元的に把握することができなければ、電気料金の水準が妥当であるか判断することが困難となる。</p> <p>特定供給については、許可の審査に際し、その基準となる、一般電気事業の需要家が受けるべき利益（電気料金等）への影響などの包括的な判断が必要であるが、一般電気事業者について権限を持たない中では、適切な判断に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>更には、広域実施体制がどのような形にもよるが、その区域に含まれる地方公共団体が運営する電気事業者に対し、許認可、監査・立入検査等を行う場合の利益相反が生ずるおそれがある。</p> | | | |
| ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 | | | |
| — | | | |
| ③ 移譲の例外とすべきと考える理由 | | | |
| ① 挙げた問題が生じ、電力の安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいため。 | | | |

[用紙番号 経済産業省—5]

| 個表番号 | 2-⑬ | 法律名 | ガス事業法 (S29 法 51) |
|----------|---|------|---|
| 条 項 | 3 | 事務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業の許可 |
| | 6① | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業の許可証の交付 |
| | 7 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業の開始の届出の受理等 |
| | <8①> | | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ガス事業の供給区域等の変更 |
| | <8③> | | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 |
| | 9①、②、④、 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス工作物等の変更の届出の受理 |
| | ⑤ | | |
| | 11② | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者の地位の承継 |
| | 13①、② | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可 |
| | <14①②> | | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ガス事業の許可の取消し |
| | <14③> | | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 |
| | 15①、② | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等 |
| | 17①、④、⑤、 | | <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款の認可等 |
| | ⑦、⑧ | | |
| | 18 | | <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款に関する命令及び処分 |
| | 20 ただし書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款等以外の供給条件の認可 |
| | 22①、③ただし書④、⑥ | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等 |
| | 22 の 2①、③、 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等 |
| | ④、⑤ | | |
| | 22 の 5①④～ | | <ul style="list-style-type: none"> ・供給区域外への供給の届出の受理 |
| | ⑥、⑦ | | |
| | 23①、③、④、 | | <ul style="list-style-type: none"> ・供給区域外への大口供給の届出の受理 |
| | ⑤ | | |
| | 24 | | <ul style="list-style-type: none"> ・供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理 |
| 25①、②、④、 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガスの供給計画の届出の受理 | | |
| ⑤ | | | |
| 25 の 2② | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置命令 | | |
| 26② | <ul style="list-style-type: none"> ・財務計算に関する諸表の受理 | | |
| 26 の 2② | <ul style="list-style-type: none"> ・業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理 | | |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却等に関する命令 | | |
| 10① | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の譲渡及び譲受けの認可 | | |
| 10② | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の合併及び分割の認可 | | |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・供給区域等の変更の許可の取消し | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>17①、④、⑤、 ⑦、⑧</p> <p>18</p> <p>20 ただし書</p> <p>22 の 4②</p> <p>25 の 2①</p> <p>25 の 3</p> <p>37 の 2</p> <p>37 の 3①</p> <p>37 の 5①</p> <p>47 の 5①</p> <p>37 の 6 の 2</p> <p>37 の 7 の 2①、 ④、⑤、⑥</p> <p>37 の 7 の 2⑦、 ⑨</p> <p>37 の 7 の 3①、 ③、④、⑤</p> <p>37 の 7 の 4</p> <p>37 の 9①</p> <p>43①、②</p> <p>44②</p> <p>45 の 2</p> <p>46① (ガス事業 に関するもの に限る。)</p> <p>47① (ガス事業 に関するもの に限る。)</p> <p>48</p> <p>49① (ガス事業 に関するもの に限る。)</p> <p>51</p> <p>〈上記の条項を 準用する場合 を含む。〉</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給約款の認可等 ・ 供給約款に関する命令及び処分 ・ 供給約款等以外の供給条件の認可 ・ 一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ・ 一般ガス事業者に対する改善命令 ・ 供給区域の調整等の勧告 ・ 簡易ガス事業の許可 ・ 簡易ガス事業の許可の申請の受理 ・ 簡易ガス事業の許可証の交付 ・ 消防庁長官に対する通報 ・ 供給約款等以外の供給条件の認可 ・ ガス導管事業の届出の受理等 ・ ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理 ・ ガス導管事業者による大口供給の届出の受理 ・ ガス導管事業者による特定供給の届出の受理 ・ 一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理 ・ 土地の立入許可 ・ 植物の伐採等 ・ 監査 ・ 報告の徴収 ・ 立入検査 ・ 公聴会の開催 ・ 供給区域等の減少に係る聴聞 ・ 苦情の申出の受理 |
|--|--|--|---|

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

現在、ガス事業者の中には、既に複数のエリアを跨いでいる者も存在しているが、ガス供給効率化、非常時等におけるエネルギーセキュリティの確保等の観点から、今後広域の導管ネットワークの整備について検討を行う予定であり、益々各エリア間で相互に影響を及ぼし合うことが想定されるため、ガスの安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的な視点から行うことが不可欠である。とりわけ、東日本大震災時にはエリア間のガスの融通の重要性が確認されたが、このような緊急事態が発生した際の対応を行う上での一元的な情報把握及び統一的な判断に基づく迅速な対応が困難となる。

簡易ガス事業の許可の基準となる、ガスの工作物の過剰投資とならないこと（一般・簡易の業態の別にかかわらず）、又は供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にある場合における、一般ガス事業の供給計画や需要家が受けるべき利益への影響などの包括的な判断が困難となる。

また、大規模な災害や事故等、ガスの安定供給に支障を及ぼすような緊急事態が発生した際の一元的な情報把握及び統一的な判断に基づく迅速な対応が困難となる。

更には、広域実施体制がどのような形にもよるが、その区域に含まれる地方公共団体が運営する公営ガス事業者に対し、許認可、監査・立入検査等を行う場合の利益相反が生ずるおそれがある。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

—

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① 挙げた問題が生じ、ガスの安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいため。

[用紙番号 経済産業省—6]

| | | | |
|---|-------------------------|------|-----------------------------------|
| 個表番号 | 3-④ | 法律名 | 株式会社日本政策金融公庫法（H19法57） |
| 条 項 | 17② 24 25① 59② | 事務内容 | 指定の公示 監督命令 業務の休廃止 報告及び検査 |
| ① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由 | | | |
| <p>上記に掲げる事務のうち、「指定の公示」及び「業務の休廃止」に関して、「当てはめ案」どおりに法定受託事務とした場合、株式会社日本政策金融公庫法上、それぞれの事務にかかる届出を受理することが、広域連合において可能になるが、それぞれの事務は、「受理」により完結するのではなく、「官報に公示する」ことで完結する。しかし、官報に公示する主務大臣の権限は、委任事務とされていないことから、事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>上記に掲げる事務のうち「監督命令」及び「報告及び検査」に関して、「当てはめ案」どおりに法定受託事務とした場合、個々の広域連合毎に異なる判断基準等に基づいて事務が行われる可能性が生じる。政策金融は、国の政策を実施するための機能であるため、災害対応等も含め、全国一律の考え方にに基づき実施することが必要であり、国の中小企業政策に沿って機動的かつ弾力的に実施することが求められている。また、指定金融機関は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からの信用の供与を受け、危機に対処するために必要な資金供給（危機対応業務）を行っており、同じく全国一律の考え方にに基づいて実施する必要がある。以上より、これら事務については、国が一体的に行わなければ、政策金融としての効果を発揮することができなくなることから、引き続き国が一体的に行う必要がある。</p> <p>また、該当事務にかかる権限の行使は、財務省、農林水産省及び経済産業省の三省が共同行使することとされており、経済産業省のみ権限を移譲することは適切ではない。</p> | | | |
| ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 | | | |
| — | | | |
| ③ 移譲の例外とすべきと考える理由 | | | |
| <p>政策金融は、国の政策を実施するための機能であるため、災害対応等も含め、全国一律の考え方にに基づき実施することが必要であり、国の中小企業政策に沿って機動的かつ弾力的に実施することが求められている。また、指定金融機関は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からの信用の供与を受け、危機に対処するために必要な資金供給（危機対応業務）を行っており、同じく全国一律の考え方にに基づいて実施する必要がある。以上より、これら事務については、国が一体的に行わなければ、政策金融としての効果を発揮することができなくなることから、引き続き国が一体的に行う必要がある。</p> <p>また、該当事務にかかる権限の行使は、財務省、農林水産省及び経済産業省の三省が共同行使することとされており、経済産業省のみ権限を移譲することは適切ではない。</p> | | | |

[用紙番号 経済産業省—7]

| | | | |
|---|------|------|---------------------|
| 個表番号 | 3-22 | 法律名 | 信用保証協会法 (S28 法 196) |
| 条 項 | 43 | 事務内容 | 支援機関に対する報告徴収・検査 |
| ① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由 | | | |
| <p>保証業務支援機関は、国の主導の下で適正保証・適正弁済を推進し、信用保証協会法の目的である信用保証協会の業務の健全な発達を図り、もって中小企業金融の円滑化を進めるため、各保証協会の有する中小企業者に関する信用情報の管理・提供、個別の金融機関毎の保証や代位弁済の状況に関する情報の管理・提供、保証協会の業務に関する調査研究を行うとともに、保証協会に対して助言その他の支援を行う機関であり、その活動範囲は全国である。また、信用補完制度は信用保証協会のみならず、日本政策金融公庫など関連機関の密接な連携によって成り立っており、制度の運用にあたっては国が一体的に行う必要がある。このため、特定の区域を管轄する広域的实施体制の事務とすることは不適當である。</p> | | | |
| ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 | | | |
| | | | |
| ③ 移譲の例外とすべきと考える理由 | | | |
| <p>現状では保証業務支援機関に指定しているのは全国信用保証協会連合会のみであり、報告徴収及び検査について基準を示して法定受託事務とするより国が直接実施した方が効率的。</p> | | | |

[用紙番号 消費者庁—1]

| 個表番号 | 2-⑥ | 法律名 | 特定商取引に関する法律 (S5 1法5 7) |
|------|-------------------|------|---|
| 条 項 | 6条の2 | 事務内容 | ・販売業者に対する資料の提出要求 |
| | 7条 | | ・販売業者等に対する指示 |
| | 8条 | | ・販売業者等に対する業務の停止命令等 |
| | 34条の2 | | ・禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求 |
| | 36条の2 | | ・誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求 |
| | 38条 | | ・統括者等に対する指示 |
| | 39条 | | ・連鎖販売取引の停止命令等 |
| | 43条の2 | | ・誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求 |
| | 44条の2 | | ・禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求 |
| | 46条 | | ・役務提供事業者等に対する指示 |
| | 47条 | | ・役務提供事業者等に対する業務の停止命令等 |
| | 52条の2 | | ・禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求 |
| | 54条の2 | | ・誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求 |
| | 56条 | | ・業務提供誘因販売業者等に対する指示 |
| | 57条 | | ・業務提供誘因販売業取引の停止命令 |
| | 60条 | | ・主務大臣に対する申出 |
| | 66条①～④ | | ・報告及び立入検査 |
| | 66条①～③ | | ・報告及び立入検査※法 66⑥において準用 |
| | 12条の2 | | ・誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求 |
| | 14条 | | ・販売業者等に対する指示 |
| | 15条 | | ・販売業者等に対する業務の停止命令 |
| | 60条 | | ・主務大臣に対する申出 |
| | 21条の2 | | ・禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者に対する資料の提出要求 |
| 22条 | ・販売業者等に対する指示 | | |
| 23条 | ・販売業者等に対する業務の停止命令 | | |

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれ違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。
 - ・経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、消費者被害の発生に地域性は見られるものの、ほぼ全国の消費者に被害が発生していることから、処分の効果は全国に及ぼすべきと考えられる事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている。（特定商取引法第 67 条第 3 項、第 69 条第 3 項、経済産業省設置法第 12 条第 4 項）
 - ・都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している。
- このように、国（消費者庁・経済産業局）と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれの役割分担の下で調査・処分を行う仕組が構築されている。すなわち、消費者庁は特に地域性に乏しく全国的に消費者被害が及んでいる事案に、経済産業局は消費者被害の発生に地域性は見られるものの、ほぼ全国の消費者に被害が発生していることから処分の効果は全国に及ぼすべきと考えられる事案に対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。
- 各経済産業局が行った特商法に基づく行政処分（業務停止命令、指示処分等）の効果は全国に及び、処分事業者は業務停止命令を受けた場合には、全国で命令の期間中は命令の対象となった業務を行うことが出来ない。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 仮に経済産業局の権限を自治事務として広域的实施体制に移譲した場合、広域的实施体制による特定商取引法に基づく行政処分の効果が、その域内にのみ及ぶということであれば、各経済産業局が担ってきた全国に効果が及ぶ特商法の行政処分について、国が広域的实施体制と並行権限を行使するための消費者庁の体制の強化（増員等）が必要となる。それが認められるならば、移譲することには大きな問題はないと考えられる。
- また、広域的实施体制に経済産業局の事務・権限を移譲した場合に、現行の経済産業局の権限がそのまま広域的实施体制に移譲され、広域的实施体制の行った処分の効果が全国に及ぶ場合においても、移譲することには大きな問題はないと考えられる。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由